

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、法第25条の7及び施行規則第34条第1項の規定により、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、施行規則第34条第2項の規定により、変更があった日から30日以内に様式第4号による届出書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2号による第5条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、施行規則第35条の規定により、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、様式第5号による届出書を市長に提出しなければならない。